

令和2年第1回定例会（6月議会）
福祉環境委員会
提出資料

令和2年6月18日
生活環境部

所管事項

◎自然保護課

・ツキノワグマ被害対策に係る支援体制の強化について

・ ・ ・ ・ 1

ツキノワグマ被害対策に係る支援体制の強化について

自然保護課

1 目的

県内におけるツキノワグマ被害対策の一層の充実を図るため、「ツキノワグマ被害対策支援センター」を設置し、専門的知見を有する職員を配置するとともに、市町村の鳥獣被害対策担当者等とのホットラインを開設することにより、必要な時に迅速かつ的確な助言や情報提供等を行うことができる体制を整備する。

2 新たな支援体制の概要

(1) 「ツキノワグマ被害対策支援センター」の設置

- ・ 設置場所 生活環境部自然保護課内
- ・ 担当職員 自然保護課職員 4 名（センター長：自然保護課長）

(2) ホットラインの開設

- ・ 専用のスマートフォンを導入し、休日や夜間を含め、被害対策の相談等にワンストップで対応
- ・ 画像や動画の送受信も活用し、的確な助言等を実施

(3) センターが担う業務

- ・ 市町村等からの相談等への迅速な対応
- ・ 市町村等からの要請による現地への出動と関係者への助言等
- ・ 専門研修や現地指導を通じた被害対策を担う地域人材の育成
- ・ 被害発生場所の検証等を踏まえた被害対策の立案及び普及啓発

(4) 実施時期

令和 2 年 7 月 1 日